

新旧対照表

No	帳票名	改正後	改正前	改正理由
1	タブレット取引規定	<p>3. (取引の種類) タブレット取引では、当金庫所定の次の取引を行うことができます。</p> <p>(1) 普通預金・貯蓄預金の口座開設、普通預金の通帳不発行口座への切替 (2) 定期預金の口座開設、入金(証書口を除く。)、支払(証書口、預入金額の一部支払を除く。) (3) エース預金の口座開設(まとめ周期選択型を除く。)、支払、積立額変更 (4) 一般財形預金の支払 (5) 各種諸届(住所・電話番号等変更、キャッシュカードやローンカードの紛失・発見・再発行) (6) その他当金庫が定める取引</p>	<p>3. (取引の種類) タブレット取引では、当金庫所定の次の取引を行うことができます。</p> <p>(1) 普通預金・貯蓄預金の口座開設、普通預金の通帳不発行口座への切替 (2) 定期預金の口座開設、入金(証書口を除く。)、支払(証書口、預入金額の一部支払を除く。) (3) エース預金の口座開設(まとめ周期選択型を除く。)、支払、積立額変更 (4) 各種諸届(住所・電話番号等変更、キャッシュカードやローンカードの紛失・発見・再発行) (5) その他当金庫が定める取引</p>	取引の種類追加のため。
2	タブレット取引規定	<p>12. (通帳不発行口座への切替え取引) (1) タブレット取引により、普通預金口座を通帳発行口座から通帳不発行口座へ切替えた場合、切替え手続の完了前に使用されていた通帳は使用できなくなります。また、未記帳明細がある状態で通帳不発行口座に切替えると、以後、未記帳明細を通帳に記帳できなくなります。 (2) タブレット取引による普通預金口座の通帳発行口座から通帳不発行口座への切替え(以下本条において「切替え手続」といいます。)にあたっては、お客さまは、切替え手続きの申込前に、お客さまの責任において、必ず未記帳明細の記帳を完了していただくものとします。 ～以下省略～</p>	<p>12. (通帳不発行口座への切替え取引) (1) タブレット取引により、普通預金口座を通帳発行口座から通帳不発行口座へ切替えた場合、切替え手続の完了前に使用されていた通帳は使用できなくなります。また、未記帳明細がある状態で通帳不発行口座に切替えると、以後、未記帳明細を通帳に記帳できなくなります。 (2) タブレット取引による普通預金口座の通帳発行口座から通帳不発行口座への切替え(以下本条において「切替え手続」といいます。)にあたっては、お客さまは、切替え手続きの申込前に、お客さまの責任において、必ず未記帳明細の記帳を完了していただくものとします。 ～以下省略～</p>	誤記を修正した。